

## 小田原市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、誰もが尊重しあい、それぞれの多様性を認め合いながら、共にいきいきと暮らす地域社会を築くことをめざす第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」の施策方針と、誰もが人として大切にされ、共に生き、支えあうまちづくりを標榜する「小田原市人権施策推進指針」の基本理念に基づき、日常生活において相互に協力し合い、継続的に同居して共同生活を行うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティであるカップルが、両者の自由意思により、お互いを人生のパートナーとして市に申請する登録事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 典型的とされない性自認や性的指向を持つ者
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、継続的に共同生活をし、又は継続的に共同生活することを約束した2人の成人（民法（昭和29年法律第89号）第4条に規定する成年に達した者をいう。以下同じ。）間における社会生活関係
- (3) 共同生活 日常生活において、複数の人間が、経済的、物理的、精神的に相互に協力し合うこと。
- (4) パートナーシップ登録 小田原市パートナーシップ登録簿（様式第1号。以下「登録簿」という。）への登録を希望するカップルの申請について、市長が第5条第1項の規定による登録を行うこと。

(申請者の要件)

**第3条** パートナーシップ登録をすることができる者は、パートナーシップにある者であって次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 一方又は双方が性的マイノリティのパートナーシップであること。
- (2) 双方が民法第4条の定める成年に達していること。
- (3) 双方が市内在住又はその一方が市内在住でもう一方が市内への転入を予定していること。
- (4) 双方に配偶者がいないこと。
- (5) 双方にそれ以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (6) 当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族等）でないこと。

(申請方法)

**第4条** パートナーシップ登録の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、小田原市パートナーシップ登録申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）にパートナーシップにある者の所定の事項をそれぞれ自署し、当該申請時に次に掲げる書類を添付して、市長が指定する場所に申請者双方が同時に来庁して申請する。

- (1) 申請者の住民票の写し(申請者本人分)その他の現住所を確認できる書類
- (2) 申請者の戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）その他の独身であることを確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類は、申請者の一方又は双方がこれを提出することができない特別の事情があると認められる場合に限り、市長が認める別の書類をもって代えることができる。

3 申請者は、申請をする日時等について、事前に市と調整するものとする。

(パートナーシップ登録)

**第5条** 市長は、前条第1項の規定による申請について、申請者がパートナーシップにあると認めるときは、当該パートナーシップについて登録簿に登録するものとする。

2 申請書の受領は、市長が指定する場所において行う。

3 市長は、申請書を受領するにあたり、次に掲げる書類のいずれかの提示を求め、申請者が本人であることを確認する。

(1) 運転免許証

(2) 旅券

(3) 個人番号カード

(4) 在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であつて、申請者の顔写真が添付されたもの

4 前項の規定にかかわらず、申請者のパートナーシップの関係が公序良俗に反すると認められるときは、市長は、パートナーシップ登録を行わない。

(登録証明書の交付等)

**第6条** 市長は、パートナーシップ登録をしたカップルに対し、小田原市パートナーシップ登録証明書(様式第3号。以下「登録証明書」という。)を交付する。

2 登録者が、紛失、毀損等の事情により登録証明書の再発行を求めるときは、小田原市パートナーシップ登録証明書等再交付申請書(様式第4号。以下「再交付申請書」という。)により、市長に申請する。

(登録の事実に関する証明等)

**第7条** 登録者が、パートナーシップ登録を受けたとき又は抹消された事実について証明を求めるときは、小田原市パートナーシップ事実証明書交付申請書(様式第5号。以下「事実証明書交付申請書」という。)により、小田原市パートナーシップ登録に関する事実証明書(様式第6号。以下「事実証明書」という。)の交付を受けることができる。

2 登録者が、紛失、毀損等の事情により事実証明書の再発行を求めるときは、再交付申請書により、市長に申請する。

(登録事実の変更)

**第8条** 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、小田原市パートナーシップ登録事実に関する変更届(様式第7号。以下「変更届」という。)により、登録者の一方又は双方が第5条第2項に規定する場所に来所して、市長に届け出なければならない。

(1) 住所、氏名その他申請時に提出した書類の記載事実に変更があったとき。

(2) 登録者のパートナーシップが解消されたとき。

(3) 登録者のいずれかの者が市外へ転出したとき。

(4) 登録者のいずれかの者が死亡したとき。

2 登録者が前項第2号から第4号にまでの規定に基づく届出を行うときは、交付された登録証明書及び事実証明書の全てを返還しなければならない。ただし、同項第3号に該当する場合であつて、登録者の一方が、転勤、親族の看病その他のやむを得ない事情を理由として一時的に市外への転出をするときについては、この限りでない。

(登録の変更、抹消等)

**第9条** 市長は、前条第1項第1号に基づく届出を受理したときは、登録簿の記載内容を変更する。

2 市長は、前条第1項第2号から第4号までの規定に基づく届出を受理したときは、パートナーシップ登録を抹消する。ただし、前条第2項ただし書に規定する一時的な転出に該当する場合は、この限りでない。

3 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、パートナーシップ登録を抹消することができる。

(1) 第3条各号(第2号及び第6号を除く。)に定める要件を欠いたとき。

(2) 虚偽その他の不正な方法によりパートナーシップ登録を受けたとき。

(3) 登録証明書又は事実証明書を不正に利用したとき。

(4) 第3条第1項第3号に該当する場合において、市内への転入を予定している申請者が相当期間を経過してもなお転入しないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、登録を継続することが適当でないと市長が認めるとき。

4 前2項の規定によりパートナーシップ登録を抹消された者は、交付された登録証明書及び事実証明書の全てを直ちに市長に返還しなければならない。

(本人確認)

**第10条** 第6条第1項の登録証明書の交付を受けるとき、同条第2項の再交付申請書を提出するとき、第7条第1項の事実証明書交付申請書を提出しその交付を受けるとき及び第8条第1項の変更届を提出するときは、本人確認のため、申請者は、第5条第3項各号に掲げる書面を提示しなければならない。ただし、各種証明書の交付を郵送で受ける場合は、この限りでない。

(登録情報の保存)

**第11条** パートナーシップ登録簿の保存期間は、30年間とする。

(委任)

**第12条** この要綱の施行について必要な事項は、市民部人権・男女共同参画課長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。